

別紙1

仕様書

本業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は業務の仕様を定めるものであるが、業務の受託者は、下関市が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

1. 業務委託名 長府第三保育園屋上建物及び屋外階段石綿事前調査業務

2. 業務実施場所 下関市長府松小田本町1－38

長府第三保育園屋上大気汚染物質測定局舎及び屋外階段
軽量鉄骨造 床面積9.72m²

3. 履行期間 契約締結日から令和8年12月10日まで

4. 業務内容

(1) 書面調査

各部材ごとに図面等を確認し、石綿含有建材の使用場所を把握する。

※図面等資料については、下関市から提供する。

※想定検体数は別紙3 検体数表のとおり。

(2) 現地調査（目視調査および試料採取）

書面調査の結果をもとに目視調査を実施する。アスベスト含有材、非含有建材、含有不明建材をとりまとめ、図面記入、一覧を作成する。

試料採取については、下記ア～エのとおり実施する。

ア. 検体数は（1）及び目視調査で判明した箇所数とする。

イ. 試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。

ウ. 試料採取にあたっては、周囲へ石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取箇所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。

エ. 試料採取により仕上げ材の一部に欠損が生じる場合には、現場の状況に応じ適宜補修すること。

(3) 分析

アスベスト含有率の分析方法は、JIS A 1481-1に基づく定性分

析とする。

(4) 業務報告

分析結果の速報を、分析調査後、直ちに下関市へ報告すること。

5. 業務仕様

業務の遂行にあたっては、「一般建築物石綿含有建材調査者」若しくは「特定建築物石綿含有建材調査者」の資格を有するものが以下のマニュアル等に基づき行うこととし、建築基準法ほか関係法令を遵守するものとする。不明な点については事前に下関市と協議し承認を得るものとする。

- ・ J I S A 1 4 8 1－1 建材製品中のアスベスト含有率測定方法
- ・ 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル第2版（令和4年3月）
- ・ 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和8年2月改正）

6. 提出書類

- (1) 着手前に工程表、その他下関市の指示するものを提出すること。
- (2) 検体数及び対象調査箇所位置図報告書
- (3) 分析調査後における報告書（速報）
- (4) 完成後に完成報告書（業務写真、分析結果報告書）2部及びその他下関市の指示するもの

7. 現場・安全管理

- (1) 業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。
- (2) 業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講ずること。
- (3) 事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに下関市および関係官公署に報告しなければならない。
- (4) 業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、下関市と協議しなければならない。
- (5) 業務内容（1）及び（2）で判明した検体数と想定検体数が異なる場合は、下関市と協議すること。
- (6) 業務中の立会検査は、下関市の指示によるものとする。
- (7) 現地調査日程及び採取箇所は下関市と協議し決定すること。
- (8) 仕様書等に定める下関市への完了報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。

8. その他

別紙4 特記仕様書（環境編簡易）及び別紙5 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。